

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 事業の目的

医療法人うえの病院が開設する「うえのケアプランセンター」（以下「事業所」という。）は適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

事業の運営の方針

- 1 ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 2 ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される居宅サービスが複数の事業者より選択できるよう便宜を図り、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行います。
- 3 市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。
- 4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- 5 指定居宅介護支援事業者は指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

2. 事業所の概要

事業所名 うえのケアプランセンター

相談窓口 鍵本 雄太

所在地 〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町志免二丁目10番20号

電話 番号 092-710-9844

FAX 番号 092-710-9855

事業所指定番号 4074000714

居宅支援実施地域 福岡市・糟屋郡・大野城市・太宰府市

令和 5年10月1日 現在

3. 事業所の職員体制

管理者 1名（兼務）

- ① 介護支援専門員、その他の従業者の管理
- ② 居宅介護支援業務の実施状況を把握
- ③ 介護支援専門員、その他従業者に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行います

介護支援専門員 1名以上（常勤）

- ① 居宅介護支援業務

4. 事業所窓口の営業日および営業時間

(営業日) 月曜日 ～ 金曜日

(営業時間) 午前9時00分 ～ 午後5時00分

(休日) 土・日・祝日、12月30日～1月3日

※ 緊急時は電話により、連絡が可能です。

ただし、事情により電話に出られない場合もあります。その際は再度ご連絡頂くか、留守番電話に伝言をお願いします。後ほどご連絡をいたします。

5. 居宅介護支援の内容と提供方法

- ① ケアプランの作成の申し込みを受け、ご自宅に訪問して介護保険制度や居宅介護支援および介護サービス等の説明の上、契約書を取り交わします。
「居宅サービス計画作成依頼届出書」を市区役所の保険者に提出し担当する旨を届けます。
- ② アセスメントを行います。
居宅にて面談の上、ご利用者が生活を継続・向上させていくうえで、抱えている問題点や持っている能力を含めた生活課題（ニーズ）、経済・医療・介護等の諸問題を合わせたものを十分把握し、課題分析を行い、身体機能的状況・精神心理的状況・社会環境的状況等について整理して、「生活を送る上で困っている状態」と「その状態を解決・緩和する目標・結果」を導きだしていきます。
- ③ アセスメントを基にしたの、居宅サービス計画原案の作成
ご利用者本人、ご家族と一緒に「どのような生活をしたいのか」また介護等に関する意向を話し合い、介護支援専門員はどのように支援をしていくのか、ご本人およびご家族に説明を行い、理解を得ます。
- ④ 具体的な居宅サービス計画の作成
それぞれの生活課題（ニーズ）について援助目標を設定し、達成するための援助内容・サービス事業所をご利用者本人やご家族が介護支援専門員より情報の提供を受けて決定し、確定していきます。
- ⑤ 利用者またはその家族は、介護支援専門員に対し、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス等について複数の事業所の紹介を求める事ができ、介護支援専門員は求めに応じて指定居宅サービス等の紹介を行います。
また、居宅サービス計画に基づいた指定居宅サービス等の提供について、保険給付の対象となるか否かを区別し、その種類、内容、利用料等について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。
その際に、利用者またはその家族は介護支援専門員が居宅サービス計画に指定居宅サービス等を位置付けた理由を求める事ができ、介護支援専門員はその求めに応じ説明を行います。
- ⑥ 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（販売）の各サービスの割合の説明を行います。
- ⑦ 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（販売）の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行います。

- ⑧ 居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- ⑨ サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画作成のために居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいいます）を開催、または居宅サービス等の担当者に対する照会等により、居宅サービス計画を検討し、各々の立場から意見を述べ、修正しつつ、居宅サービス計画を最終決定します。また実際の居宅サービス計画を円滑にチームワークを持って進めていきます。

⑩ 完成した居宅サービス計画の同意をご利用者またはご家族より文書にて得ます。

⑪ 居宅サービス利用状況と生活状況の把握・モニタリング

月1回以上居宅を訪問しご利用者、ご家族と面談して、ご利用者の日常生活動作能力や社会状況等の変化によって生活課題（ニーズ）が変化していないかどうか・居宅サービスを提供している者が適切な内容のサービスを継続して実施しているかどうかを把握して、生活全般を通して評価していきます。

※テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリング

【要件】（ア）ご利用者の同意を得る （イ）サービス担当者会議等で以下（i）～（iii）について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ている （i）ご利用者の状態が安定している （ii）ご利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（ご家族のサポートを含む） （iii）テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により収集する （ウ）2月に1回以上、ご利用者宅を訪問する。

⑫ 居宅サービス計画の再課題分析

定期的なモニタリングにおいて、生活課題（ニーズ）の変化がみられる場合、生活課題（ニーズ）が充足できずに生活上の困難が生じていることが明らかになった場合に課題分析、援助目標の設定と居宅サービス計画の作成に戻って②から⑥を繰り返して行います。

⑬ 介護支援専門員は、ご利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となり、ご利用者またはご家族が介護保険施設への入院・入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑭ 給付管理（介護保険給付）

サービス利用の実績を居宅サービス事業者側と確認して、その確認の結果を記載した給付管理票を福岡県国民保険団体連合会に毎月翌月の10日までに送付します。

⑮ 要介護認定に対する協力、援助、依頼時に要介護認定訪問調査の施行

⑯ 相談業務等

⑰ 医療機関（病院等）へ入院した場合、または介護保険施設等へ入所しようとする場合にはご利用者またはその家族から現在の担当介護支援専門員の事業所および氏名を伝えてもらう事で、医療機関または介護保険施設等への連絡を行い円滑な情報提供を行います。

⑱ 医療機関（病院等）または介護保険施設等から退院または退所しようとする場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、日程等について連絡調整を行い、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行います。

⑲ 居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスが必要な場合は、当該医療サービスに係る主治の医師等の意見を求め、意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付します。医療サービス以外の指定居宅サービス等が必要な場合は、当

該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、これを尊重します。

- ②⑩ 居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、介護支援専門員が把握したご利用者の状態等については、主治の医師または歯科医師、薬剤師等に必要な情報の伝達を行います。
- ②⑪ ご利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見または指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成します。
- ②⑫ 居宅サービス計画の作成または変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービスまたは福祉サービス当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて居宅サービス計画を作成します。

6. 利用者負担金

居宅介護支援業務については、要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるのでご利用者の自己負担金はありません。

但し保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、1 か月につき所定の料金を頂き、当事業所から「サービス提供証明書」（領収書）を発行します。

この「サービス提供証明書」（領収書）等を後日お住まいの市区町村窓口に提出しますと保険給付の対象とすべきサービスを受けているか等を確認し、全額払い戻しを受けられます。

***法定代理受領とは**、本来であれば、ご利用者と事業者との間の契約によりサービス利用が行われるため、償還払い（ご利用者が事業者に費用を支払った場合にご利用者に対して保険給付を行う）となりますが、ご利用者の利便等の観点から、指定事業者から指定サービスを受けること・居宅介護支援を受ける旨を市町村に届け出て居宅サービス計画の対象となっていることの要件を満たした場合、市町村からご利用者に支払われる金額を事業者に対して代わって支払う代理受領による現物給付化を行うこと。

***所定の料金とは**、介護報酬算定・指定基準に基づき規定された料金です。

（詳しい料金は別紙に記載しております。改正が実施された場合はその都度変更された内容をお渡しいたします。）

7. 解約について

契約の解除は、解約を希望する 7 日以内までに解約する理由を解約申込書にて申し入れ、希望する日をもって契約を解除できます。まずは電話等にて解約の意思表示をされた後に解約申込書をお渡しします。解約申込書に理由等を記載して頂きます。

8. 秘密保持と個人情報について

居宅介護支援業務にあたり、居宅サービスの提供が適切かつ円滑に実施できるように、ご利用者またはご家族に関する秘密および個人情報について必要最小限の範囲内での使用が必要となります。居宅介護支援業務開始にあたり、個人情報使用同意書に記名、捺印により同意を得ます。業務上知り得た秘密および個人情報について正当な理由なく、第三者に漏らすことはありません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

9. 事故発生時の対応

- 1 ご利用者に対して指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに担当医（主治医）や、ご利用者家族、市区町村等の関係機関に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- 2 ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

10. 緊急時の対応

サービス提供にあたりご利用者に事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、担当医・ご家族に連絡します。ご家族の方は、必ず連絡が取れる携帯電話や職場等の連絡先のご提供をお願いします。

11. 権利や財産を守るために

ご利用者の権利、財産を守るために、記憶力や判断能力に支障がみられ、ご自身の権利が自分で守れなくなった時に不利益を被らないように任意後見制度、法定後見制度という制度が利用できます。詳しくは担当の介護支援専門員までお尋ね下さい。

12. 損害賠償について（契約書第11条参照）

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を配慮して相当と認められる時に限り事業者の損害額を減じる場合があります。

当事業所は、下記の内容で損害賠償保険に加入しています。

<保険金をお支払いする主な場合>

事業者またはその役職員等（被保険者）が、対象サービス業務遂行中のミスや業務の結果等により保険期間中に発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）し賠償責任を負った場合

13. 苦情相談対応窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にて受け付けます。

(1) 当事業所窓口

電話番号	092-710-9844
FAX 番号	092-710-9855

相談担当者 鍵本 雄太
 対応日時 月曜日 ～ 金曜日
 午前9時00分～午後5時00分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

市区町村介護相談窓口 【 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 】
 ※電話相談で対応

福岡県介護保険広域連合粕屋支部	092-652-3111	福岡市役所介護保険課	092-733-5452
福岡県国民健康保険団体連合会介護サービス相談窓口	092-642-7859	福岡市東区介護サービス係	092-645-1069
糟屋郡篠栗町国保健康課	092-947-1347	福岡市博多区介護サービス係	092-419-1081
糟屋郡宇美町健康福祉課	092-934-2243	福岡市中央区介護サービス係	092-718-1102
糟屋郡志免町福祉課	092-935-1039	福岡市南区介護サービス係	092-559-5125
糟屋郡須恵町健康福祉課	092-932-1151	福岡市城南区介護サービス係	092-833-4105
糟屋郡新宮町健康福祉課	092-710-8286	福岡市早良区介護サービス係	092-833-4355
糟屋郡久山町健康福祉課	092-976-1111	福岡市西区介護サービス係	092-895-7066
糟屋郡粕屋町介護福祉課	092-938-0229		
大野城市介護サービス課	092-574-0190		
太宰府市介護保険課	092-921-2121		

1.4. 居宅介護支援業務上の留意事項

- ご利用者の心身状況等に応じて、適切な居宅介護支援を提供し、自らが提供する居宅介護支援の評価を行うこと等の措置により、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供します。
- 事業の実施に当たっては、被保険者から提示された被保険者証に記載された認定審査会意見に配慮したサービスを提供します。

- 3 居宅介護支援にあたり、ご利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止ができるように行い、医療サービスとの連携に十分配慮します。
- 4 事業所は関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な居宅サービス計画の提供に努めます。
- 5 ご利用者およびご家族等と当事業者間にて、金銭または物品の授受、飲食、宗教活動、政治活動、営利活動、ご利用者のご家族等に対する居宅サービスの提供等その他の迷惑行為を行わないように十分留意します。

1 5. (虐待防止に関する事項)

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 6. (その他運営に関する重要事項)

- 1 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

(1) 採用時研修	採用後3か月以内
(2) 虐待防止に関する研修	年1回
(3) 権利擁護に関する研修	年1回
(4) 認知症ケアに関する研修	年1回
(5) 介護予防に関する研修	年1回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

当法人（事業者）の概要

名称・法人種別	医療法人うへの病院
代表者	理事長 上野 毅一郎
所在地	〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町志免二丁目10番20号
電話	092-935-0316
FAX	092-936-6907
事業内容	・病院（うへの病院） ・訪問看護事業所（うへの訪問看護ステーション） ・訪問介護事業所（うへのヘルパーステーション） ・居宅介護支援事業所（うへのケアプランセンター）